

水産業デジタル化等推進事業費補助金について

1. 補助金の目的

- ・若者や女性の新規就業・定着の増加につながる働きやすい雇用型漁業への転換を支援する

2. 補助対象者及び補助対象経費

- ・県内に事業所を有する養殖業を営む法人
- ・生産性の向上や省力化を図るために必要となる設備・機器の導入経費
(例) 生産管理システム、多機能自動給餌器、飼料搬送装置、網洗浄ロボット、水中ドローン、網引き上げローラー、水質監視システム、魚体重推定カメラ 等

3. 補助率及び補助上限額

- ・補助率：4分の3以内
- ・補助上限額：4,000万円(下限額:1,000万円)
※予算残額、二次募集の申請数、審査委員会の結果によっては、申請額の全額を交付できない場合があります。

4. 募集期間

- ・R7年6月17日から7月15日17:00まで

5. 事業実施期間

- ・R7年8月上旬頃からR8年3月6日まで(期日までに支払いの完了と実績報告書の提出が必要です)

6. 補助の要件

- ・3年以内に海上作業時間を5%以上削減及び従業員の年間給与支給総額を1.5%以上増加させるとともに、以下のア～エから1つ以上を選択して達成すること
 - ア 従業員の年間の休日数を6日以上増加
 - イ 2日以上連続した休日を年に1回以上設けること
 - ウ 年次有給休暇の取得率5%以上増加
 - エ 就業規則に年次有給休暇の計画的付与及び時間単位の年次有給休暇の規定を整備
- ・全ての役員と従業員がパワハラ、セクハラ、安全対策に関する研修を受講すること(DVDやインターネット動画の視聴でも可)
- ・機器類については、一種類だけ導入するのではなく、複数種類を組み合わせる総合的に導入すること(飼育管理システムによるデータ管理に取り組むこと)

7. その他

- ・成果目標及び省力化機器等の導入の効果を数字で説明した事業計画書を提出後、外部有識者等で構成される審査委員会で審査を行います
- ・補助事業終了後から3年間は事業実施効果の報告義務があり、3年間で成果目標の達成ができなかった場合には、改善計画を策定し、再度3年間事業実施効果の報告が必要です ※改善計画の達成が見込まれないときは補助金の返還が発生します